

大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

大和市教育委員会

委員長 青 蔭 文 雄

大和市教育委員会規則第12号

大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則

大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則（昭和40年大和市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条第2項」を「第17条第2項」に改める。

第2条第1号中「第18条第1項」を「第17条第1項」に改める。

第4条教育部指導室中第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 児童・生徒指導に関すること。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。